

基本所得は福祉をどう変えるのか？

整理：ペ・ウンギョン(『労働社会』編集次長)

- 主題：基本所得は福祉をどう変えるのか？
- 日時：2017年5月30日(火)午後2～4時
- 場所：韓国労働社会研究所 地下教育場
- 司会：イ・ミョンギョ 韓国労働社会研究所 研究室長
- 発表：オ・ジュノ 『基本所得が世の中を変える』著者
- 討論：諸葛ヒョンスク 民主労総政策研究院 院長
ファン・ソンジャ 韓国労総中央研究院 選任研究委員
- 主催：韓国労働社会研究所
- 後援：フリードリヒ・エバート財団韓国事務所

司会) 韓国労働社会研究所の第131回労働フォーラム『基本所得は福祉をどう変えるのか？』を始めます。昨年、スイスで基本所得制の導入を巡って国民投票を実施し、全世界的に話題になったことがあります。我が国の場合、19代大統領選挙で、一部候補が基本所得の実施を提案したりもしました。

基本所得制度に関心が高い状況なのですが、労働組合はこの制度についてどのような考えを持っているのでしょうか。海外の場合、労組毎に考え方が色々だったのです。研究所も基本所得についてキチンと扱ったことがないので、この制度の理論と政策を調べようというレベルで、今回の労働フォーラムを用意しました。『基本所得が世の中を変える』の著者であるオ・ジュノさんから発表を聞いて、民主労総政策研究院の諸葛ヒョンスク院長と韓国労総中央研究院のファン・ソンジャ選任研究委員からの討論を聞いた後、最後に質疑応答の時間を設けます。

オ・ジュノ：『基本所得が世の中を変える』著者) 人間の歴史は、実は、人間の自由を拡大してきた歴史です。19世紀に、奴隷解放によって人間は身分からの自由を獲得し、20世紀には、普通選挙権によって政治的な自由を獲得しました。21世紀には、基本所得が人間を欠乏から自由にして、実質的な自由を与えるでしょう。

最近、大統領選挙の公約を含んで、基本所得の話が湧き出ているのは嬉しいことです。しかし、基本所得の色々な議論中には、その原則と趣旨に符合するものとそうでないものがあります。基本所得の内容を、法で定めたものではありませんが、世界的に合意された水準はあります。簡単に定義すれば、国や政治共同体が、構成員に条件なしで支給する一定の金額の生活費が基本所得(Basic Income)です。原則は大きく言って三つです。一つ目は、所帯単位で支給せずに個人に支給します。これには未成年者も含まれます。次に、資格審査なしで誰にでも与えられます。その他の所得、あるいは資産があるかは問いません。三つ目に、義務を要求しません。基本所得を受け取る対価として仕事をしなければならないか、求職の意志を定期的に確認する必要はありません。この三つの原則は『個別性、普遍性、無条件性』に要約されます。十分に多い金額で支給されなければならないという『充分性』とか、定期的に支給されなければならないという『定期性』といった基準もありますが、前の三つよりは柔軟な原則です。

原則と概念は最近合意されましたが、基本所得の考え方は、人類の歴史で原初的な道徳感情であり、共同体的な生き方に裏打ちされた感情と哲学です。その感情と哲学は、先ず、生存に必要な最小の所得は誰にでも保障されなければならないということで、次に、ある社会が共有した富に対しては、誰もが配当を受ける権利があるということです。基本所得の考え方は、20世紀中盤になって立法化の試みと同時に、1980年代に具体化され始めました。しかし、基本所得が今のように世界的な論議になった背景には、最近深刻化した社会的な変動があります。四次産業革命と呼ばれる技術革命の衝撃、それによる雇用の減

少と雇用のない成長、勝者一人占め経済の一般化、社会の両極化と不平等に直面して、人々は古くなった考え方であった基本所得を、現実的な対案として真剣に検討し始めました。基本所得の支持者は、基本所得が、雇用が消えていく未来に暮らしの安全網を保障し、健全な市場経済を維持する方策になれると考えます。更に進んで、私たちが就職労働の圧迫から抜け出して、自ら価値があると考える生き方を自由に選ぶ社会に進めるようにする、と考えます。

基本所得の導入において重要な問題は財源の調達です。財源調達というのは社会に存在する「富」をどのように活用するか配置順序を決めることです。不動産所有者、エネルギー産業、財閥大企業が占めている富を、基本所得として市民に分けることは、可能なだけでなく、正当です。基本所得の財源調達のための増税は避けられないのですが、増税は『出す税金の負担』と『受ける福祉の恩恵』を合わせて理解しなければなりません。純負担より純恩恵が多いように設計すれば、増税は問題ではなく、国民の絶対多数が基本所得の受恵者になるように制度を設計することも、いくらでも可能です。

例えば『基本所得韓国ネットワーク』の代表であるカン・ナムン韓神大教授が設計した『韓国型基本所得制』は、個人に月30万ウォンの基本所得を支給するのですが、市民税・生態税・土地税といったやり方で、年160兆ウォン規模の財源を造るという構想です。既存の福祉給付は維持するものと仮定しています。10%定律の市民税を新設し、現行0.1%水準の土地税を0.6%に引き上げて、発電事業者に生態税を賦課するなどのやり方を適用すれば、全世帯の83%は純恩恵を享受することができ、17%の高所得の世帯だけが純負担を負います。世帯所得の83%の位置にある世帯の年間所得は約9千万ウォンですから、ほとんどの中産階級の世帯は所得が増加します。

海外で施行中の基本所得制と実験

現在の施行されている基本所得制度と実験を見てみます。今までに実施された制度の中で、基本所得の個別性、普遍性、無条件性の原則に最も符合するのは、アメリカ・アラスカの永久基金配当制度(Alaska Permanent Fund)です。1982年からアラスカ州政府は、石油資源採掘権の賃貸収益で基金を造り、これを運用して発生した収益を、1年以上アラスカに居住した市民に年1回配当しています。

ケニアでは今年から、民間の慈善機関であるキブ・ダイレクトリ(Give Directly)の主管で、12年間の基本所得の実験を始めました。フェイスブックなど、IT企業のCEOの後援で基金を造り、ケニア国民220人から始めて6千人にまで支給対象を増やす計画です。支給額はケニアの月平均所得の40%程度(2500円)で、ケニアの携帯電話の基盤金融システムの『ペサ(PESA)』を活用して支給します。

フィンランドは今年の1月1日から25~58才の失業者の内から2千人を無作為で選抜して、月550ユーロ(約7万円)を支給しています。実験期間は来年の12月31日までです。特に、中央政府の段階で行う実験としては世界で唯一です。フィンランドの政権与党である中央党はこの実験の目標を、失業者の労働の供給に否定的な影響を与えると評価される社会保障体系を改善するためである、と明らかにしました。この間フィンランドの失業手当は、労働所得が発生すれば直ぐに中止され、失業者の労働市場への再進入を妨害しているという評価を受けてきました。550ユーロの基本所得は、労働所得が発生しても減少しないために、政府は仕事を見付けようとする誘引になるかに注目しています。

カナダのオンタリオ州は昨年基本所得の実験を設計して、今年1月に住民をまとめる手順を踏みました。設計案によれば、モデル事業の参加者は毎月の所得が1320ドル(貧困線の75%)に満たない場合、不足分に相当する補助金を受け取ります。これは普遍的な基本所得方式というよりは、負の所得税(Negative Income Tax)方式です。

オランダのヴィトレヒト市は、今年1月から対照群を含む4つのグループに失業者を分けて、2年間の基本所得の実験を始めました。この実験もやはり、主目的はフィンランドと同じように、公共扶助を受ける集団の労働市場復帰に基本所得が有利なのかを判断するものと思われます。

各国の中央政府と地方政府の基本所得の実験が、普遍性、無条件性を充足すると見るに

は限界があります。しかし、既存の福祉体系が個人の労働能力の有無を厳格に評価して、これを福祉の受給資格と連係させてきたとすれば、以上に述べた実験は、労働と関係なく一定の所得を保障する基本所得の趣旨を内包しています。

大統領選挙の局面で提示された韓国の基本所得公約

今回の大統領選挙の時期に様々な基本所得の公約が提案されました。・市長が提案した公約は、基本所得の普遍性、無条件性に最も符合します。李市長の基本所得制は、『6 配当+1 土地配当』体系で、『6 配当』というのは、0~12 才の児童配当、13~18 才の青少年配当、19~29 才の青年配当、65 才以上の老人配当など、生涯周期別の配当をはじめとして、障碍人と農民対象の特殊配当を含みます。集団別の対象者には年間 100 万ウォンを支給し、障碍人配当と農民配当は他の配当と重複が可能です。『1 土地配当』は、土地所有者に課税する『国土保有税』として税金を確保し、全国民に年間 30 万ウォンを支給します。基本所得は地域商品券の形で提供し、予算は生涯周期別の配当に 23 兆 8 千億ウォン、土地配当に 15 兆 5 千億ウォンなど、約 43 兆 5 千億ウォンが必要とされます。李市長は制度が施行される場合、全世帯の 97%が純恩恵所帯になるだろうと主張します。

文在寅大統領は大統領選挙の過程で『基本所得の意味を積極的に認め、与えられた財政条件の中でその趣旨を最大限に生かす』という考え方を表明しました。0~6 才の児童手当を導入し、未就業青年を対象に 1~2 年間に約 30 万ウォンの金額を支給し、現在の所得下位 70%を対象に 20 万ウォンを支給する老人年金を、所得下位 80%には 30 万ウォンに拡大すると提案しました。この公約は出産率の向上、青年の就職促進など、既存の政策目標の補助手段の性格が強く、普遍性と無条件性を備えていないために基本所得とは距離があります。

・正義党代表は昨年 9 月に基本所得制の導入を主張しました。幼児(0~6 才)、青年(19~24 才)、老人(65 才以上)の年齢層に、条件なしで基本所得を支給し、以降、普遍的な基本所得に拡大する案を提案しましたが、大統領選挙の期間には、基本所得より『青年の社会相続制』という名目で、20 才になる青年に 1 千万ウォンずつを割り振る公約を強調しました。財源は高所得者の相続税、贈与税によって準備します。

イ・ジェミョン市長の公約を除けば、普遍性と無条件性の原則とは距離がある、条件付き手当、選別的給与などを、基本所得の名で提示するケースが多かったです。これは福祉の安全網が脆弱な韓国では『最小の所得保障』に対する大衆的な要求が明らかに存在し、大統領選挙の候補者がこの要求に、なにがしかの方法であれ反応したものです。基本所得は未だ市民の権利のレベルよりも、集団別の『欲求』のレベルで議論される傾向が強いのです。基本所得に対する社会的な関心は持続するものなので、その原則と趣旨を見失わないことが重要です。

基本所得の導入 vs 現行福祉システムの強化

莫大な財源が要る基本所得より、既存の福祉システムを強化する方が良いのではないかという疑問を提起する人もいます。働ける人は働いて飯を喰い、救済できない人は適切に支援して、勤労意欲を鼓舞する方が良いということです。しかし最近基本所得が関心と呼んでいるのは、現在の福祉システムが貧困と不平等にキチンと対応できていないからです。

福祉国家システムの核心原理は選別と残余です。福祉がどうしても必要な人だけ支援するという点では選別的な福祉で、個人と市場が解決できない部分だけを支援するという点では残余的な福祉です。このシステムで必ず必要なのは、福祉の支援を受けなければならない人とそうでない人を区分するための資格審査です。

また、選別と残余が核心原理である福祉システムでは、どうしても死角地帯ができてしまいます。福祉の支援を受けようとするれば、他の人たちよりも無能力に見えなければならないために、福祉は権利ではなく烙印になります。福祉受給者という烙印は、社会に参入する時の障壁として作用し、福祉の恩恵を受けられない中産層は、受給者に否定的な認識を持つようになります。このようなメカニズムは、むしろ福祉体系を弱める結果をもたら

します。反面、基本所得は資格審査がなく、従って死角地帯ができません。そして基本所得は市民の普遍的な権利であって、烙印効果がなく、基本所得を受ける同等な市民という連帯感を生みます。合わせて、労働所得が生じても基本所得は引き続き支給されます。即ち、基本所得を受ける人は『労働所得と基本所得』というジレンマに陥る必要がありません。それだけでなく、基本所得は人々の所得、資産、扶養家族を確認しないので、不正受給者を捜し出す必要もありません。福祉行政の費用が節減され、福祉対象者の私生活を監視することもなくなります。従って、基本所得はその概念上、普遍福祉の理想に最も符合する制度です。

基本所得は福祉国家建設を妨害するか？

基本所得は福祉国家の代替物ではありません。『基本所得 vs 福祉国家』といった式の争点は、歪曲されたフレームだと思えます。基本所得は児童手当や基礎生活保護制度などと同じように、福祉社会の理想を実現する手段であり、その道筋です。しかし、基本所得は、就職労働からの自由を拡大しようとするものですから、かつての福祉国家が前提にした、完全雇用の戦略には同意しません。今日、私たちが新しい福祉国家を企画するなら、基本所得をその福祉国家の意味のある内容として、経路の一つとして、真剣に検討しなければなりません。

福祉国家運動の陣営から提起される批判を確かめてみます。基本所得が『既存の福祉制度を現金支給に変えようとする企画』という批判がありますが、基本所得はそのような企画とは何の関係もありません。特に、公共医療、義務教育、公共住宅などの社会サービスは現金支給に変えることができず、代替されてもなりません。貧困層の生計給付や老人基礎年金、障害人手当てのような公共扶助制度は、基本所得の支給金額が既存の制度の保障金額より高いという前提の下では、基本所得に統合できます。それまでは、既存の現金給付に基本所得を追加して支援するのが望ましいでしょう。

次に、低い水準の基本所得では必要を満たすことができないという批判に対して、私は低い基本所得でも一旦始めれば、直ぐに多数の利害関係者を形成して、高い基本所得に進むことになるだろうと考えます。基本所得の金額が低い時は、集団別の欲求を充足するために、他の社会保障制度との結合が避けられません。しかし、基本所得はどんな福祉制度よりも絶対に多数の利害関係者が生まれるので、これらの連合によって金額の上昇と富の再配分が早くなるでしょう。

三つ目に、青年基本所得、老人基本所得のような企画は、ヨーロッパの福祉国家の社会手当と同じものに過ぎないという指摘に対してです。社会手当と特定の集団別の基本所得は、現象的には同じになりますが、社会手当が集団別の必要に焦点を合わせるのと比べて、基本所得は普遍的な権利に焦点を合わせます。福祉国家の支持者と基本所得の支持者は、社会手当の形での特定の集団別の基本所得の導入に、共に力を合わせなければなりません。そしてそれを踏み台と考えて、普遍的な基本所得に向かわなければなりません。

一方、基本所得は福祉国家の重要な要素であり、同時に福祉国家に向かうための手段になります。まず、基本所得は福祉の受患者と納税者の間の不一致を解決します。例えば、政府が無償保育のために保育税を新設したとすれば、子供をすべて育て終えた納税者は反対するでしょう。しかし基本所得は税金を負担するすべてに恩恵が帰って来ます。二つ目に、基本所得は増税に対する政府の不信を解消します。基本所得は配当の特性があるので、増税した財源を政府が勝手に使わず、国民に返します。三つ目に、基本所得は自分の納税額と恩恵額を簡単に確認できます。他の福祉制度は、自分に帰ってくる恩恵がいくらかを正確に予想し難いのですが、基本所得は出す金と受ける金をほとんど正確に計算でき、国民の80~90%を純受患者にすることができます。このような特徴によって、基本所得は全国民を強く福祉の利害当事者にし、これらの政治的な連合は、基本所得はもちろん、普遍的な福祉の拡大・強化のためのシッカリした基盤になります。

基本所得は労働者にとって良い制度か？

労働運動陣営の一部から、基本所得が労働者に何が良いのかも尋ねられたりします。こ

の方たちが言おうとする批判は、基本所得が資本主義的な矛盾を緩和して、資本主義の維持に寄与するという事です。福祉国家を指向する資本主義国家のすべての福祉制度は、その社会の階級葛藤を緩和することによって、体制維持に寄与する側面があります。しかし同時に、社会構成員の低い水準の必要を満たして、高い水準の欲求を提起するようにさせるという点で、体制変革の潜在力も持っています。

雇用主が基本所得の保障を理由に、労働者に賃金引き下げを強要することになるという批判もあります。もちろん雇用主が基本所得を事業場の賃金と連動して、賃金引き下げを強要する可能性はありますが、正反対の圧力も生まれます。基本所得で生存の最小条件が保障された労働者は、雇用主の解雇の脅しを恐れなくなります。また、すべての労働者が基本所得を保証されることによって、労働者の集団的な交渉力が強化されます。基本所得がある限り、長期闘争やストライキを行っても、今のように生計への深刻な苦痛はないでしょう。労働組合加入と活動による負担が今より遙かに少なくなるでしょう。これは労働運動の力を強化し、その強化された力によって、社会の既得権階級の富は、基本所得によってさらに多く再分配されます。

作業場の境界の中で行われる伝統的な労働形態は、今後はますます早く消えていくでしょうし、境界を行き来して様々な協業の中で行われる労働の形態が大勢になるでしょう。資本の力が圧倒的に強い構造での新しい労働形態は、不安定・低賃金労働の可能性が高いでしょう。特に青年集団は、この労働構造で苦痛を味わうと同時に、他の社会集団よりも福祉の支援から徹底的に疎外されているので、二重に困難な境遇に置かれます。労働運動がこれらを抱き込むことができなければ、青年たちは労働運動もやはり既得権勢力の一部だと感じて、敵対感を育てることにもなります。基本所得は、青年たちが共感して支持できる議題です。労働運動が基本所得の積極的な支持勢力になってくれることを、特に、青年への基本所得の導入の先頭に立つことを期待します。

諸葛ヒヨンスク：民主労総政策研究院長） 討論の前にいくつか話します。韓国で基本所得制度を公論化するのに大きな役割をしたカン・ナムン韓神大教授などが、民主労総から研究費の支援を受けて、2009年に『即座に無条件な基本所得のために！』というパンフレットを出したことがあります。にも拘わらず、民主労総の内部的には、未だ基本所得の導入を公式の立場として採択していません。

合わせて、提案内容についていくつかの問題提起をすれば、『青年基本所得、老人基本所得のような企画は、ヨーロッパの福祉国家の社会手当と同じものに過ぎない』という批判に関しては、社会手当は最も普遍的な福祉制度なので、これを提供するための根拠はたった一つ、人口学的な基準だけです。従って、発表者が話された集団別の必要と普遍的な権利の違いが何かキチンと理解できません。また、基本所得が福祉の受恵者と納税者の間の不一致の問題を解決すると考えることもできますが、これは福祉国家陣営が今まで主張してきた連帯精神を意味すると思います。健康保険は健康な人と健康でない人の連帯で、年金は世代間の連帯が基本です。この連帯の精神を、即ち、資本主義の市場経済哲学と違うものを守ってきた精神が軽く見られるのは少し不当だということを申し上げて、私の討論を始めます。

労働と福祉の関係

基本所得には色々な長所があります。この中で私が深く共感し、実現されるように願う最も大きな長所は、労働との連係性を切り放せる福祉給付の権利の確保です。新自由主義の福祉国家が解きほぐせなかった難題であるために、基本所得が大衆に積極的に歓迎されていますが、今のところは、これに対する答は基本所得陣営からも提示されていないと思います。政策的な側面から見れば、既存の福祉国家が解決できない死角地帯や不平等、両極化の問題を解決するためには、基本所得の原則の中の一つである「充分性」が満たされなければなりません。韓国では少なくとも月200万ウォン程度の所得を国が保障してくれるのなら、可能だと思います。但し、インフレーションにならないという条件がなければなりませんから、現実化するのは一筋縄ではいかないでしょう。財源について言おうというのではありません。但し、基本所得の支持者が当初から持っていた問題意識にはとても

共感するのですが、労働と福祉の関係に関する明確な答を未だ見つけ出せないことがイライラさせます。基本所得陣営では『労働を条件とする福祉給付』と言いますが、これが最も大きなネックです。私は資本主義体制が作り出した結果だと考えます。その根源は、18世紀末にイギリスの『スピナムランド (Spennhamland)』という所で施行された賃金補助制度で、この制度は今日まで影響を及ぼしています。当時、労働力確保のために賃金補助制度を施行した結果、税の負担層と恩恵層が分離し、産業資本家は税金を払いませんでした。即ち、産業資本の時期の初期のブルジョアは、租税の負担なく、賃金をさらに下げることができる根拠を作ろうとしたので、労働者は賃金補助金を受け取って労働をしても、賃金は上がらなかったのです。左右の理念を離れて、労働生産性に影響を与えたことが確認されたのです。この経験を土台に、イギリスの救貧制度は変わることになります。最小限、労働市場で働く労働者の賃金より国が提供する社会的な給付は低くなければならないという、劣等处遇の原則がこの時から作られたのでしょうか。現代の福祉国家は依然として劣等处遇の原則を遵守しており、ヨーロッパの社会民主党政府でさえ、この原則を一度も破ったことはありません。

そうするうちに20世紀になって、ベヴァリッジ報告書(記者註:ウィリアム・ベヴァリッジが出した社会保障制度拡充のための報告。第二次世界大戦後のイギリスでの社会保障制度の土台となった。)が作成され、国が普遍主義を前面に掲げて、貧困に対する国の責任を規定しました。基礎保障の対象を全国民に拡大しましたが、労働能力のある者は就職によって自立を追求するという前提とすることによって、その範疇を労働能力がない一般脆弱階層に限定しました。このようなイギリス・モデルはヨーロッパ全体に影響を及ぼし、1970年代の中盤まで続きます。この過程で実施した社会福祉政策の基盤は欲求です。欲求を土台に、どのように割り当てるのかが重要になり、その原則は普遍主義と選別主義です。一つの国が不平等を緩和して平等を向上するためには、二つの原則が必要です。そして不公平な貧困層の平等を向上するためには、選別福祉をするほかはないというのが現実です。残余的な福祉と制度的な福祉を区分する概念は若干違いますが、基本所得陣営では、『選別は無条件に残余的であるから、なくさなければならない』という暫定的な結論を出したのではないかと思います。社会福祉政策が制度的な福祉に向かうように、すべての政党と政治勢力が努力しなければなりません、選別福祉制度は絶対の悪であり、なくさなければならないものではありません。例えば、女性割当制や障害人割当制は肯定的な選別主義でしょう。従って、社会的弱者や少数者が平等な権利を享受できるように、肯定的な選別をどのように強化させるのか、の議論を始めなければなりません。

基本所得の導入は本当に可能か？

対案としての基本所得の可能性を見てみます。基本所得が提起された背景は、福祉国家の限界、完全雇用の不可能性、労働と社会的給付の関連性の断絶のためです。簡略に申し上げましたが、実際、心理的な障壁のために基本所得の導入が難しいのではなく、現実なのです。ある社会が共有した富を、誰にでも配当を受ける権利があるという点を実質的に認めるためには、フランス市民革命以後、最も強力な原則として適用されてきた私的所有の自由を、どのように普遍的な権利に拡大するのかの議論がなければなりません。単純に労働倫理の次元からアプローチして克服できるものではありません。

そして、基本所得の原則として、個別性、普遍性、無条件性を提示されましたが、充分性が追加されなければなりません。例をあげれば、アラスカは市民に収益金の一部を配当していますが、昨年の配当額は1022ドル(約11万6千円)で、これを1ヶ月に分ければ10万ウォンにもなりません。また、前年比で49%減少しましたが、このような点から見て、財源の特殊性、充分性の側面のすべてで不安定で不十分です。カナダのオンタリオ州の実験は所得格差を前提にするものですが、対象自体が公共扶助の対象者と重なるので、普遍性と無条件性のいずれもが問題になります。オランダのユトレヒト市の事例も基本所得の例として紹介されましたが、ユトレヒト市では基本所得と言わずに『社会扶助を受けるために既存の受惠者に要求していた義務を緩和』とすると明示しています。もちろん義務を緩和して労働との連係性を少なくしようとする試みとしては、基本所得と連係性があるということではできるでしょうが、無条件性、普遍性の二つの側面でいずれも食い違います。

唯一、国レベルで基本所得の実験をしているフィンランドは、『社会保障の完全代替基本所得』の概念を使いますが、実際の対象者は、労働市場の補助金または失業給付を受けている25～28才の2千人に過ぎません。また一時的で、政府の主な関心事も所得保障が目的ではなく、労働供給に傍点を付けています。

一方、基本所得の5つの原則である個別性、普遍性、無条件性、現金支援、充分性が、資本主義経済体制でどのように作用するのか、基本所得だけの固有の方案を示す必要があります。また、実際の労働との係性を、社会給付の保障体系としてどのように克服できるのか、不平等の問題について提示できる原則は何か、などが説明されませんでした。この部分についてももっと説明すべきだと考えます。合わせて、福祉国家の限界を克服するためのすべての試みを基本所得だと紹介するのは、とても心配です。特に、フィンランドの場合、今までの福祉国家体制は多くの費用がかかって複雑だという理由で、これを簡素化しようという計画が内在しています。このようなフィンランド政府の考え方に同意した上で事例として紹介されたのか、でなければ福祉国家の限界を克服するための様々な試みを、基本所得の様々な原則と係させるという目的で紹介されたのかを知りたいと思います。

既存の福祉国家の最も大きな限界は、死角地帯の問題だと考えます。現在の構造で、国が非正規職などの不安定雇用層や、青年たちにしてあげられるものは多くはありません。死角地帯を克服する方策として、給付の積極的な拡大や十分な給付の提供というやり方はそれなりに効果的でしょうが、そのやり方ではないが基本所得は可能だという二分法を主張する方々がおられます。私も福祉国家を主張する者として、このような話をすれば逆に批判を受けるでしょうが、なぜ手当て支給などのやり方にはならず基本所得になるのか、また、どんな違いがあるのか、依然として不明確です。以上で発言を終えます。

ファン・ソンジャ：韓国労総中央研究院選任研究委員） 私は基本所得制が、現在の我が国の福祉制度の限界を補完する側面があって、労働に対する韓国社会の観点も変えることができる制度だと思います。そこで基本所得の導入は重要な意味があると思って、そういった肯定性に焦点を合わせて話しをします。

基本所得に対する関心が高まっています。その理由は、現在の不安定な労働体制は、これ以上、雇用を通じての生存を保障できず、大多数の人が雇用と保障の死角地帯にあるという現実のためです。基本所得制は、今の福祉制度の問題を補完するための社会保障の一つの方法論として提案されています。特に最近では、知能情報技術が主導する四次産業革命時代の到来に伴う未来予測、即ち、一方では、両極化の深化と大量失業に対する恐怖とこれに対する対処の必要性、他の一方では、生産性向上による労働時間の短縮と余暇時間の増加によって、これを後押しする所得の必要性から、基本所得に対する関心が高まり、関連の議論が一層拡大しているようです。

労働の観点から見る基本所得の利点と憂慮

政策的な側面から見れば、新自由主義の体制下で、低成長あるいは雇用なき成長が持続するにつれて失業率が高まっており、労働市場の多くの脆弱階層が有給の労働から排除されるという状況で、労組は完全雇用理論にずっとしがみついているなければならないのかという悩みです。また、我が国は社会保障と雇用状態が密接に関連しています。そこで労働市場、特に雇用と所得が安定した一次の労働市場内にいなければ社会保険の恩恵を享受することができない、それ以外の大多数は社会保障制度からも排除されている状況で、解決策を準備することが重要な課題です。国のレベルで、社会的に形成された経済的な利益を疎外された人々に分配しなければなりません。それは労働者と資本家の間だけでなく、労働者と労働者の間でも同じことです。私たちが労働者と資本家の間の分配の公正性の話しをするなら、同じように労働市場の内部でも、その中にいる人と排除された人との間の分配の公正性の問題を話さなければなりません。基本所得導入の議論には、そういった内容も含まれていると考えます。

また、労働の観点から基本所得の利点を見れば、労働力の脱商品化を後押しします。自らが願わない労働をしながら生計を維持しなければならない、『賃金奴隷』の生活をしな

くても良いということです。基本所得と賃金の最も大きな違いは、労働力の販売の有無です。個人が賃金労働をしているかどうかに関係なく、基本所得で基本的な生活を営むことができれば、労働所得に対する依存度は可成り低くなり、労働の過程に対する資本側の支配力は弱まる反面、労働者の交渉力は大幅に強化されます。但し、これが労組の交渉力の強化に繋がるかは疑問です。なぜなら、個別労働者の交渉力が強化されて十分な所得が保障されれば、労働者が労組を必要としない場合もありますから。ドイツの最低賃金制度の導入を例に挙げれば、労組は、初めは最低賃金の導入に反対しました。労組の賃金交渉力が弱まると考えたからです。基本所得導入も同じことです。フィンランドのナショナルセンターは基本所得の導入に反対しましたが、これは労組の交渉力を弱める手段として悪用されるかも知れず、企業の最低賃金の遵守義務を免除する口実になりかねないと考えたからです。反対に、イギリスのナショナルセンター(TUC)と産別労組は、おおむね基本所得制を支持し、ドイツは金属労組(IG-Metall)とサービス労組(Ver.di)が基本所得に関する議論を進めています。

基本所得の導入に関して労働界で多く提起されている憂慮は、自動化が雇用を減らすのではなく、雇用の質を落とし、基本所得が『労働の質的な改善』を後回しにする結果を招くことになる、ということです。また、労働者が基本所得を保証されれば、働かなければならない必要性が低くなって、労働の誘引効果が減少するという憂慮もあります。合わせて、基本所得は『労働には正当な対価が支払われなければならないという概念』の廃棄を意味する、という主張もあります。そして、アメリカのシリコンバレーの企業が基本所得制の導入を主張していることと関連して、企業が社会的な義務を度外視して、労働者に当然支払わなければならない賃金を国と社会に転嫁することではないか、という憂慮もあります。

基本所得の争点と意義は？

基本所得の争点としては、財源と恩恵の現実化、労働の誘引効果、インフレーションの心配などがあります。そして基本所得の導入効果に関しては、極端な考え方ですが、一つは、基本所得を導入すれば、多くの人々が今より希望する労働をすることになり、生産力が増大し、これによって労働時間が減り、基本所得の比重を着実に拡大すれば、労働の成果による分配の過程を経ずに、『必要によって分配する社会』に移行することができる、ということです。一方、基本所得は競争力を弱めて労働生産性の下降を招き、経済成長を停滞させて、租税基盤を弱めるという主張もあります。

最後に基本所得の意義と課題を申し上げます。基本所得の重要な意義は、経済を今一度社会の統制の下に置くことと、これによってすべての社会の構成員に適正な暮らしを保障する、普遍的な福祉を実現するということです。このためには、新しい社会システムが必要だと考えます。基本所得の哲学的な基盤に合った社会システムを設計しなければなりません。これは普遍的な社会サービスとは代替関係でなく、結びついた形態でなければなりません。また、基本所得のアイデアを最もよく実現できる経済モデルの構想も必要でしょう。そうなった時に基本所得の導入は現実化されるでしょう。

司会) 発表者から、討論中に出てきた質問に対する答弁を聞いて、その後で参加者の質問を受けます。

オ・ジユノ：『基本所得が世の中を変える』著者) 多くの質問と指摘を頂きました。その中には、私が考えていなかった部分に対する話しもありました。私で答えられるものには答え、悩んでいることは率直にそうだと申し上げます。

諸葛ヒョンスク院長が良い指摘をたくさんして下さいました。ここでスピンハムランド法について少し考えてみたいと思います。この法は適正な量のパンの価格を基準線として、それだけを稼げない労働者に補助金を与えた制度です。結果的にこの制度は破綻したという内容の報告書が採択された後、働かない、労働と関係のない所得保障は問題が多いという前例が残ることになりました。しかし最近の研究を見ると、スピンハムランド法とその制度は非常に成功的であったし、法が施行された時には肯定的な役割をしたという一

部の評価もあります。

一方、色々な国の基本所得の実験が、基本所得の無条件性、充分性、普遍性の基準から見ると、それから極端に離れていたり、また基本所得と言えないのもあるという指摘については同意します。しかし私が注目する点は、その実験が設計された時には、基本所得の形態に基盤を置いて提案されたということです。そしてそれが本格的に実施される時に、期待とは異なる形態になったのでしょうか。私は基本所得の理想的な形態と実験の形態が全く同じことはあり得ないと考えます。形式の変形はあり得るでしょうし、変形もやはりその社会の色々な勢力の力関係によって決定される可能性が大きいからです。

更に言えば、基本所得の充分性に関して国際的に合意したことはありません。十分な金額でなければならないという趣旨には同意しますが、多くの基本所得研究者と活動家は、少額だとはいっても、普遍性と無条件性に基づいて基本所得を始めなければならないと主張します。なぜなら、どんな社会運動や制度でも、開始段階には低いレベルと過渡期を経ないわけにはいかないからです。取り敢えず基本所得が導入されれば、更に高い段階に発展できるでしょう。

また、基本所得議論の草創期に、一部の研究者はヨーロッパの福祉国家体制を非常に否定的に考え、完全に対案的なメカニズムとして基本所得を話したりもしました。基本所得のスペクトル(=配列)は広い方ですが、現在の基本所得運動の主な内容は、福祉国家の経路を経て必要な部分を補完し、窮極的にその体制を越えようということであって、福祉国家体制を無視したり、対立する関係と見るものではありません。

いわゆる福祉国家に対して、多くの方々が一種の典型的な模型を持っておられるようです。北ヨーロッパ式福祉国家モデルこそが真の福祉国家だということを前提にして、その定規で基本所得の話しをします。そして私は、福祉国家モデルが単一になり得るのかを訊ねたいのです。西ヨーロッパの福祉国家は、様々な背景によって蓄積され、作られたものです。従って、西ヨーロッパの福祉国家を、私たちが指向しなければならない福祉国家の唯一のモデルと感じてはなりませんし、その遺産が持ってきたものの限界は越えなければなりません。色々な社会保障制度と基本所得がどの点で照応し、対立する点は何かを緻密に考えることが必要です。

労働の発言権強化に寄与する基本所得

資本主義的な矛盾と新しい生産方式に対して、基本所得がどのような青写真を示せるのかについては、答えるのが難しいです。どの国も大きな規模での基本所得の実験ができていないためです。実証的なデータを持っていない状態で基本所得を提案するのは、明らかに限界がありますが、あらゆる制度は実験と試行錯誤を繰り返さざるを得ないでしょう。

基本所得に関連した質問の中に、四次産業革命の技術革新が雇用の質を落とす結果を招くことになるという指摘があります。中間熟練の雇用は大部分が低賃金単純労働に移って行き、少数だけが高熟練労働に移動するでしょう。結局、雇用の質を維持しながら技術革新に符合する雇用の創るには、国が政策的に、高い教育と職業訓練などを実施しなければなりません。この場合、教育と一緒に基本所得を提供すれば、肯定的な相乗効果を出すことができるでしょう。

基本所得が、企業の賃金の責務を国と社会に転嫁するのではないかという質問には、私もやはり悩んでいます。実際に基本所得が導入されれば、企業がこれに便乗しようとする傾向が明確に生まれるでしょう。しかし反対に、労働者の発言権、交渉力が強くなって、企業の低賃金への目論見を相殺したり、克服することもあるでしょう。討論者の方がよくご存じですが、歴史的には可処分所得が増えるほど労組の組織率も上昇したという点で、私は基本所得が肯定的な効果をもたらすという希望を抱いています。

現在の基本所得支持者の志向の一つは、韓国型福祉システムを作ることです。既存の社会保障体系で克服しなければならない点と、基本所得で代替可能な部分、あるいは代替不可能な部分があるならば、その理由を分析して、基本所得と福祉国家が、一定期間、一緒にできるモデルを作ろうと思います。私もやはりこのような動きに注目しているということでは不十分ながら回答に代えます。

司会) 参加者からの質問を受けた後、発表者の答弁を聞いて、終わることにします。

参加者 1) 基本所得の形態が国毎に非常に様々で、その違いも大きいものと理解しています。我が国に合った基本所得の形態は何か、またその目標は何でなければならないのかを知りたいのですが。

参加者 2) 私は基本所得導入を主張する時、各自が考える理念、制度の設計、あるいは形態など、分析基準を提示しなければ正しい議論ができないと考えます。また賃金労働を無視してはならないと思います。基本所得の財源は賃金労働から出ます。賃金労働を踏まえている状況で、賃金労働が持っている意味を生かさなければ、基本所得の未来は大きな虚像に過ぎないという気がします。そういう部分を補完して下さればと思います。

オ・ジュノ) 基本所得に対する願いと足りない点のすべてに共感します。韓国の基本所得運動は様々なスペクトルを持っていて、未だに核心的な提案が整頓されていない状態です。ここが韓国の基本所得運動の現住所です。基本所得の研究者が、各自の得意な分野を中心に研究していたらそうなったということですが、一方では、色々想像力を刺激するだろうと考えます。

私は基本所得が、長期的には民主主義を実現するための企画にならなければならないと考えます。民主主義とは、市民が自分と共同体の自由を一つに考える段階に達することだと言えます。しかし資本主義社会では、生計のための労働が私たちが束縛します。基本所得は、私たちが就職と労働の足枷から抜け出せるようにし、自由にさせるもので、長期的にはより強化された民主主義に向かって行く道を開くでしょう。従って、低い水準からでも社会の共有財産を配当し、支援がもっと必要な集団に対しては、低い水準の配当と結合した特定集団別の基本所得を提供しなければなりません。例えば、青年基本所得が挙げられるでしょう。青年は福祉制度から最も疎外されており、求職の圧力に絶えず苦しめられています。従って、青年たちが、基本所得によって普遍の福祉を享受するほどの強力な利害関係者になって、更に高い水準の福祉を要求することになるでしょうし、これは福祉水準の向上に繋がるという点で意味ある制度になるでしょう。

司会) 韓国社会では基本所得制度は理論と運動の両面で、未だ現在進行形という気がします。多くの意見がありましたが、基本所得支持者のアイディアに共感する部分も多かったと思います。

基本所得制度の争点に対して聴き、意見を交わす意味深い時間でした。発表者、討論者および参加したすべての方に感謝を申し上げて、これで第 131 次労働フォーラムを終えます。